阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成29年阪神高速公告第22号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年10月13日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年10月12日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑴⑥を次のとおり改める

⑥　記⑤に基づき届出した阪神高速道路企画割引

イ　阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2017　ＳＵＭＭＥＲ－ＡＵＴＵＭＮ】

ａ　割引を適用する自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2017　ＳＵＭＭＥＲ－ＡＵＴＵＭＮ】の適用を受けるために、事前に阪神高速道路株式会社に申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車

ｂ　割引を適用した後の料金の額

⑷ａ）　全地区乗り放題パス

記ｃに定める期間のうち、割引申込により指定した一日における記ｄ⑷に定める区間の通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

軽自動車等　1,287.037円

普通車　1,527.7778円

⑷ｂ）　地区別乗り放題パス

記ｃに定める期間のうち、割引申込により指定した一日における記ｄ⑹に定める区間（地区）のいずれか一方の区間（地区）のみの通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

軽自動車等　870.3704円

普通車　1,009.2593円

⑹　この割引による料金の額は、記⑷ａ）又はｂ）に定める料金の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ｃ　割引を実施する期間

平成29年７月15日から平成29年12月10日までの間における土曜日、日曜日及び祝日（ただし、10月14日、10月15日、10月21日及び10月22日を除く。）

ｄ　割引を適用する区間

⑷　全地区乗り放題パス

阪神高速道路（ただし、記３⑶の区間のみを通行する場合を除く。記⑹において同じ。）

⑹　地区別乗り放題パス

阪神高速道路のうち、下表に掲げる区間（地区）

区間（地区）	路線名等
東地区	大阪府道高速大阪池田線 大阪府道高速大阪守口線 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大阪堺線 大阪府道高速湾岸線（湾岸舞洲・北港ＪＣＴ以南） 大阪府道高速大和川線 大阪市道高速道路森小路線 大阪市道高速道路西大阪線 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪池田線
西地区	大阪府道高速大阪西宮線 大阪府道高速湾岸線（湾岸舞洲・北港ＪＣＴ以北） 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速神戸西宮線 兵庫県道高速大阪西宮線 兵庫県道高速湾岸線 神戸市道高速道路２号線 兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路北神戸線 神戸市道生田川箕谷線

ｅ　割引相互間の適用関係

阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2017　ＳＵＭＭＥＲ－ＡＵＴＵＭＮ】の適用を受ける自動車には、重複して割引を適用しないものとする。

ロ　特定更新等工事に伴う料金調整

ａ　割引を適用する自動車

阪神高速道路（ただし、記３⑶の区間のみを通行する場合を除く。）を通行するＥＴＣ車

ｂ　割引内容

記ａに定める自動車においては、最初に流入した阪神高速道路の入口等をＡ、特定更新等工事区間を迂回する経路の起点となる記ｄに定める途中流出出口をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる記ｄに定める阪神高速道路への再流入入口をＣ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、特定更新等工事を理由として、Ａ、Ｂ及びＣの走行により迂回走行し、Ｃにおいて特定更新等工事による迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にＤまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、ＢからＣまでの走行時間が３時間以内の場合に限る。

⑷　料金調整

ＡＢ間の利用距離とＣＤ間の利用距離を合算して、記２⑵②により算出した料金を適用する。この場合において、ＡＢ間の利用距離とＣＤ間の利用距離を合算した利用距離が、ＡＤ間の利用距離を超える場合は、ＡＤ間の利用距離により算出した料金を適用する。